別紙2 モニタリング及び事業費の減額等の基準と方法

1. モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

モニタリングは、事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書及び技術提案書で定める水準を達成しているか否かを確認するために 実施する。併せて、モニタリングを通じて施設の状態を良好に保ち、本施設の性能を十分 に発揮できる状態にすること並びにその維持を目指すものであり、モニタリング結果に よる委託料の減額を目的とするものではない。

上記目的を達成するため、市と事業者は、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、対話を通じて意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

(2) モニタリング実施計画書の作成

市は事業者が提供するサービスに対して、市が策定するモニタリング実施計画書に基づきモニタリングを実施する。モニタリング実施計画書は、事業者が作成するセルフモニタリング実施計画書の内容を考慮し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を規定する。

(3) 実施時期

市は次の時期においてモニタリングを実施する。

ア 設計・建設段階

市は、事業者が実施する設計・建設業務が市の定める要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 施設引渡し段階

市は、建設工事の完成時に事業者から本施設の引渡しを受けるにあたり、事業者により建設された本施設等が要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能を満たしているか完成検査を行う。

ウ 維持管理・運営段階

市は、事業者の実施する維持管理・運営業務について、定期的に確認を行う。

(4) モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担し、事業者が自ら実施するセルフモニタリング及び書類作成等に係る費用は事業者が負担する。

2. 設計・建設に関するモニタリング

(1) 設計業務に関するモニタリング

ア 設計業務着手時

事業者は設計の着手にあたって、実施体制、業務工程、設計方針、調査計画等の 内容を記載した業務計画書を市に提出すること。市はその内容について確認を行 う。

イ 設計業務期間中

設計業務期間中、市は、業務計画書、各契約書、募集要項等又は事業者提案に従って設計業務が行われていることを確認するため、中間確認を求めることができる。その際、市は事業者に事前に通知するものとし、事業者は必要な説明や報告を行うなど中間確認の実施に協力すること。

ウ 設計業務完了時

事業者は、要求水準書 4-2-4 に示す図書を市に提出すること。市はその内容について完成検査を実施する。

(2) 建設業務に関するモニタリング

ア 建設業務着手時

事業者は、工事の着手前に市と協議の上、実施体制、工事工程、仮設計画、施工管理、品質管理、安全管理等の内容を記載した施工計画書を作成し、市に提出すること。市はその内容について確認を行う。

イ 建設業務期間中

- (ア) 事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに工事の管理に関する報告書(管理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他市が求める内容を含む)を作成し、工事の施工状況について市に報告すること。市は適宜工事内容、状況を確認することができ、その結果、要求水準書、技術提案書、実施設計図書に定める性能水準に適合しないと判断した場合には改善措置等を求める。
- (イ) 事業者は、総合試運転及び性能試験の要領を記載した総合試運転計画書及び性 能試験計画書を作成し、市に提出すること。市はそれらの内容について確認を 行う。

また、事業者は、総合試運転、性能試験それぞれの期間中、市に運転日報を提出し、総合試運転、性能試験それぞれの終了後、市に総合試運転報告書、性能試験報告書を提出すること。市はそれらの内容について確認を行う。

ウ 出来高検査時

事業者は、各事業年度終了時に出来高報告書を作成し、市に提出すること。市はその内容について確認を行う。

工 工事完成時

事業者は、工事の完成時に、完成図書として要求水準書 4-3-4 に示す書類を提出すること。市はその内容について完成検査を実施する。

(3) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア 改善要求

(ア)業務改善計画書の確認

市は、モニタリングの結果、設計・建設業務が要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に対して直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は、定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を市に提出し、承諾を得ること。

なお、市は事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準書及び技術提案書で 定める水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容と認められない場合 は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

(イ) 改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告すること。

市は、改善期限到来後も改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を 行うことができる。

イ 契約の解除

市は上記(イ)の再度の改善要求を行い、これによっても改善・復旧が見込まれない場合は、事業契約を解除することができる。

3. 維持管理・運営に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

市は、事業者が提供するサービスに対してモニタリングを実施する。ただし、市が 事業者に対して行うモニタリングの方法は、事業者が提供するサービスの方法に依存 するため、モニタリングの方法についての詳細は事業契約締結後に策定するモニタリ ング実施計画書において確定する。

ア モニタリングに係る提出書類

(ア) 年間維持管理計画書の提出

毎年度の開始の30日前までに、要求水準書5-2-2(1)に示す本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、市の確認を受けること。

(イ) 業務月間計画書の提出

要求水準書 5-2-2 (2) に示す当該月に係る業務月間計画書を毎月1週間前までに提出し、市の確認を受けること。

(ウ) 年間維持管理報告書の提出

要求水準書 5-2-2 (3) に示す当該年に係る年間維持管理報告書を、翌年度 4 月末日までに提出し、市の確認を受けること。

(エ) 月間維持管理報告書の提出

要求水準書 5-2-2 (4) に示す当該月に係る月間維持管理報告書を、翌月 10 日までに提出すること。報告書は、日単位でも把握できるように整理し、市が求める場合は日報として速やかに提出すること。

(オ) 長期改築修繕計画書の提出

毎年度の開始の30日前までに、要求水準書5-2-2(5)に示す長期改築修繕計画書を提出し、市の確認を受けること。市は長期改築修繕計画書を考慮しストックマネジメント計画を策定するため、事業者は計画策定に協力すること。

イ モニタリングの実施内容

(ア) 定期モニタリング

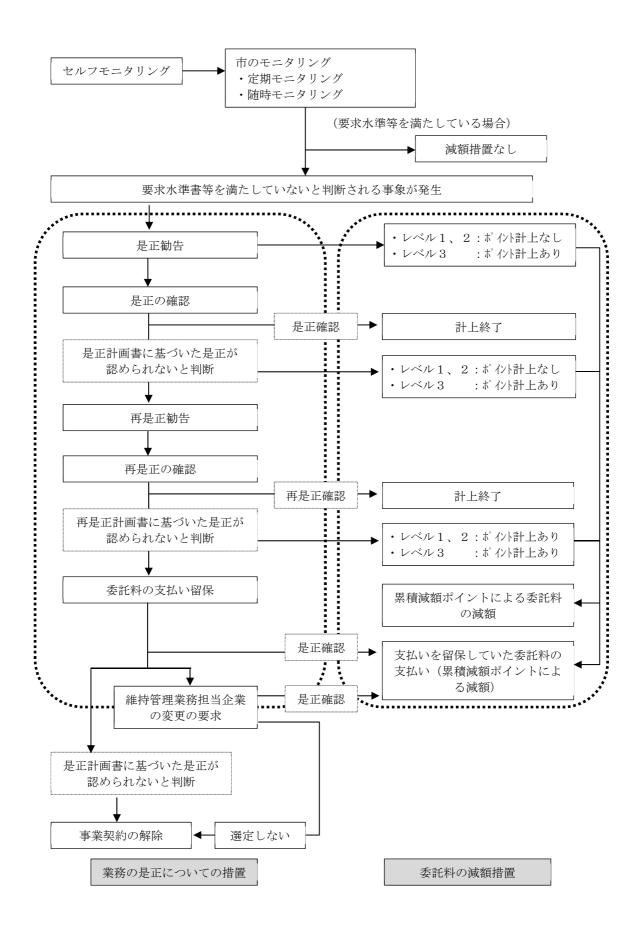
市は、維持管理・運営について継続的に確認するため、事業者が提出する月間維持管理報告書、年間維持管理報告書等に基づいて定期的にモニタリングを実施する。

(イ) 随時モニタリング

- a 市は必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求 等を行い、直接、各業務の遂行状況を確認する。
- b 市は事業者に対し、説明要求及び立会いの実施を理由として、本施設の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負うものではない。

(2) 要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていない場合の措置

市はモニタリングの結果、維持管理業務が要求水準書及び技術提案書を満たしていないと判断した場合、次の手続きに従って措置を行う。



ア 是正勧告

市は、事業者の業務の内容が要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合、事業者に対して直ちに当該業務を是正するよう是正勧告を書面により行うとともに、是正レベルの認定を行い、事業者に通知する。事業者は、直ちに是正処置と是正期限について市と協議を行うとともに、是正処置と是正期限等を記載した是正計画書を市に提出し、承諾を得ること。是正レベルの基準は、次のとおりとするが、具体的な判断は市が適宜行う。

レベル1:本事業及び大在水資源再生センターの水処理施設等の運営に軽微な 支障をきたした場合等

レベル2:本事業及び大在水資源再生センターの水処理施設等の運営に重大な 支障をきたした場合等

レベル3: 市の承諾なく事業契約書等に反する行為を行った場合、不法行為、 虚偽の報告を行った場合等

レベル	事象の例			
レベル1	・ 業務書類の作成や報告の不備			
	・ 市への連絡不備			
	・ セルフモニタリングが計画通りに行われなかった場合			
	・ 故障等による施設・設備の短期間の機能停止等			
レベル2	・ 温室効果ガス排出量が技術提案書の水準よりも多い場合			
	・ 排水負荷が増大し、水処理の消費エネルギーが増大した場合			
	・ 頻発する故障に対して必要な対策を講じない場合			
	・ 不衛生状態を放置した場合			
	・ 長期にわたり報告がない場合			
	・ レベル1に該当する場合で複数回の是正勧告の手続きを経てなお是			
	正が認められない場合等			
レベル3	・ 市への虚偽の報告(故意及び重過失)			
	・ 市に承諾を得ることなく固形燃料が契約内容と異なる方法で処理や			
	利用がされている場合			
	・ 固形燃料や副生成物を不法投棄した場合			
	・ レベル2に該当する場合で複数回の是正勧告の手続きを経てなお是			
	正が認められない場合等			

イ 是正の確認

市は事業者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受けたときは、随時モニタリングを行い、是正計画書に基づいた是正が行われたかどうか確認を行う。

ウ 委託料の支払い留保

上記イにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是 正が認められないと市が判断した場合、市は是正が確認されるまで委託料の支払 いを留保することができる。

エ 維持管理企業の変更の要求

上記イにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是 正が認められないと市が判断した場合、維持管理企業の変更を事業者に要求する ことができる。

オ 事業契約の解除

市は次のいずれかに該当する場合は、事業契約を解除することができる。

- (ア)上記ウの措置をとったにもかかわらず、是正効果が認められないと市が判断 した場合
- (イ)事業者が、上記工の措置を要求されているにもかかわらず、その後 60 日以内に、維持管理企業の代替企業を選定せず、その合理的理由を市に提示しない場合
- (ウ) 重大な不正行為があった場合
- カーやむを得ない事由による場合の措置

次に該当する場合は、(3)に示す減額ポイントは発生しないものとする。

- (ア) やむを得ない事由により要求水準等の未達の状況が発生した場合で、事前に 事業者より市に連絡があり、市がこれを認めた場合
- (イ) 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって要求水準等の未達の状況が発生した場合で、市が事業者の責めに帰さない事由と認めた場合

(3)減額ポイントの算定

市は(2)アのレベルに応じて、次のとおり減額ポイントを算定する。

- ア 市が事象を確認した日又は報告書等から事象の発生が確認された日を1日目と し、市が当該事象の是正を確認した日又は報告書等から当該事象の是正が確認さ れた日の前日まで減額ポイントを累計する。ただし、事業者の責によらない事由 により是正が遅延した場合、遅延した日数にあたる減額ポイントは累計しない。
- イ レベル1、2に該当する場合、再是正勧告を行ってなお是正が認められない場合 に減額ポイントを累計する。レベル3に該当する場合、是正勧告を行った段階で 減額ポイントを累計する。
- ウ 累計された減額ポイントは、翌年度に繰り越す。
- エ 委託料の減額を行った場合、市が是正を確認した事象については 0 ポイントから 再開する。

レベル	減額ポイント	減額ポイント計上期間	
		開始日	終了日
レベル1	各事象につき1日1ポイント	市が事象を確認した日又	市が是正を確認した日
レベル2	各事象につき1日3ポイント	は報告書等から事象の発	又は報告書等から是正
レベル3	各事象につき1日10ポイント	生が確認された日	が確認された日の前日

(4)委託料の減額

委託料の減額対象は、維持管理・運営委託料とし、当該委託料から当該委託料に累計した減額ポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。減額は、当該月の業務委託料を対象とする。ただし、累計した減額ポイントが9ポイント以下の場合は、委託料の減額は行わない。

減額ポイントに対応する減額割合は、次のとおりとする。

減額ポイント合計	委託料の減額割合
1~9ポイント	減額なし
10~33ポイント	減額ポイント×0.2 (2~7%)
34~66ポイント	減額ポイント×0.4 (14~26%)
67~99ポイント	減額ポイント×0.6 (40~59%)
100ポイント以上	減額ポイント×0.8 (80~100%)

減額後支払額=予定支払額-予定支払額×委託料の減額割合

4. 事業終了時のモニタリング

(1) モニタリングの実施

- ア 事業終了時、原則として、契約終了日の6か月前から1か月前までの間に、市及び 事業者は、双方立会いのもと、本施設について次の機能等の確認を行う。ただし、 継続使用に支障のない通常の経年変化による劣化、汚損、能力低下等を除く。
 - (ア) 本施設を継続して使用することに支障のない状態であること。
 - (イ) 本施設の主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。
 - (ウ)主要な設備が当初の実施設計図書に規定されている基本的な性能(処理能力等、 計測可能なもの)を満たしていること。
- イ 事業者は前項の機能確認完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を 作成し、確認完了の日から 14 日以内に市に提出すること。

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、本施設の状態が要求水準を満たしていないと判断した場合、 市は、事業者に対して直ちに適切な措置を講じるよう要求することができる。事業者 は、直ちに措置を講じ、市の確認を受けなければならない。

事業者が措置を講じなかった場合又は事業者の行った措置では要求水準書等に定められた要求水準を満たさない場合、市は委託料の支払いを留保することができる。

5. 委託料の返還

委託料の支払後に、日報、月報、年報への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ委託料が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべき委託料に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき委託料を市が事業者に支払った日から、市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和25年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(1年を365日とする日割計算とする。)で計算した額の違約金を付するものとする。